

# 東山上条地区地区計画における建築物等 に関する制限早見表

名 称		東山上条地区地区計画	
面 積		約 6. 9 ha	
地区の区分	地区の名称	文教地区	居住地区
	地区の面積	約 5. 9 ha	約 1. 0 ha
基本となる規制	用 途 地 域	第一種住居地域	
	容 積 率	200%以下	
	建 へ い 率	60%以下	
	高 さ 制 限	—	
	外壁後退距離	—	
地区整備計画	高 度 地 区	—	第三種
	地区施設の配置及び規模	区画道路	幅員 6. 0 m 延長約 712 m
		緑 地	約 0. 26 ha
	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 学校 2. 前号に掲げる建築物に付属する建築物（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものを含む。） 3. 寄宿舎又は下宿	
		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館 2. 自動車教習所 3. 畜舎	
		建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	— 100 m <sup>2</sup>
	建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	建築物等の色彩や形態については、周辺の住環境に調和するものとし、広告物、看板等についても、周辺の住環境を損なわないものとする。	
	備 考	東山上条地区地区計画の決定 平成28年3月30日	